

東京都下水道局アドバイザーボード設置要綱

〔平成 17 年 2 月 24 日〕
16 下 総 理 第 237 号
局長名

改正 平成 19 年 11 月 8 日
平成 26 年 4 月 1 日
平成 29 年 5 月 16 日
平成 31 年 3 月 8 日

(目 的)

第 1 条 下水道局の事業運営について、広い識見と経験を有する方々から、様々な視点により意見・助言をいただき事業に反映するため、「東京都下水道局アドバイザーボード」(以下「アドバイザーボード」という。)を設置する。

(委 嘱)

第 2 条 アドバイザーボードの委員は、下水道局長が委嘱する。

(座 長)

第 3 条 アドバイザーボードに、委員互選による座長を置く。

2 座長は、アドバイザーボードを招集し、会議を主宰する。

3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任 期)

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、再任することができる。

2 座長の職にある委員を再任した場合、その委員が座長の職を継続する。ただし、委員の互選による交代を妨げるものではない。

(分 科 会)

第 5 条 アドバイザーボードに、必要な事項を検討するため、分科会を設置することができる。

2 分科会は、アドバイザーボードの委員のうちから座長が指名する委員をもって構成する。

3 分科会に、座長の指名による分科会長を置く。

4 分科会長は、分科会を招集し、会議を主宰する。

(委員以外の出席)

第 6 条 座長は、必要があると認める場合には、アドバイザーボードの会議(分科会を含む。以下同じ。)に委員以外の者を出席させることができる。

(会議等の公開)

第 7 条 会議並びに会議録及び会議に係る資料(以下「会議等」という。)は、原則として公開とする。ただし、座長は公開することにより、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 アドバイザリーボードの庶務は、総務部理財課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザリーボードの運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。

附則(平成19年11月8日)

この要綱は、決定の日から施行する。

附則(平成26年4月1日)

この要綱は、決定の日から施行する。

附則(平成29年5月16日)

この要綱は、決定の日から施行する。

附則(平成31年3月8日)

この要綱は、決定の日から施行する。